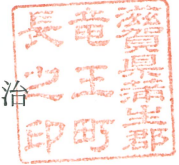


竜王町公告第8号

下記委託業務について、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6および竜王町財務規則（昭和52年竜王町日規則第13号）第182条の2の規定に基づき公告する。

令和4年2月4日

竜王町長 西田 秀治



記

1 一般競争入札に付する委託業務の概要

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 委託業務の名称 | 竜王町総合庁舎周辺公共施設自家用電気工作物保安管理業務 |
| (2) 履行場所 | 竜王町総合庁舎（蒲生郡竜王町大字小口3番地 他）他 |
| (3) 履行期限 | 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで |
| (4) 委託業務の内容 | 別紙仕様書による。 |
| (5) 予定価格 | 公表しない。 |
| (6) 最低制限価格 | 設定しない。 |

2 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、竜王町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成20年竜王町条例第1号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額または削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

3 入札参加資格要件

この入札に参加できる者は、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年度竜王町入札参加資格有資格者名簿（物品販売、役務提供等）に登録されている者であること。
- (3) 滋賀県内に本店または支店もしくは営業所を有する者であること。
- (4) 竜王町から指名停止を現に受けていないこと。
- (5) 市町村民税、法人税、消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者でないこと。

4 仕様書に関する質問の受付

この入札に参加を希望する者で、本件委託業務についての質問を行う場合は、指定様式により未来創造課に提出すること。なお、メールおよびFAX送付時は、送付した旨を未来創造課へ電話連絡すること。

(1) 提出書類

質問書【様式1】

(2) 提出期限

令和4年2月15日(火)午後3時まで 必着

(3) 提出方法

メール(Word形式)またはFAXによる。なお、いずれの場合も件名を記入すること。

ア 宛 先 竜王町未来創造課契約電算係あて

イ 件 名 入札質問書：竜王町総合庁舎周辺公共施設自家用電気工作物保安管理業務

ウ メールアドレス info@town.ryuoh.shiga.jp

エ FAX番号 0748-58-1388

オ 電話番号 0748-58-3701

(4) 質問回答

令和4年2月18日(金)午後5時までに竜王町のホームページに掲載する。

5 入札参加申込手続

この入札に参加を希望する者は、本公告、仕様書および竜王町財務規則等の各規定を理解した上で、指定様式により未来創造課に提出すること。なお、入札参加届の提出がない者はこの入札に参加できないものとする。

(1) 提出書類

① 入札参加届【様式2】

② 3(3)を証明する書類

(2) 提出期限

令和4年2月25日(金)午後5時まで 必着

(3) 提出方法

持参または郵便に限る。持参による場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送による場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日までに到着したものに限り受付を行う。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出場所

ア 宛 先 竜王町未来創造課契約電算係あて

イ 提出先 〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地
竜王町役場

(5) 入札参加の辞退

入札参加届の提出後に辞退する場合は、入札執行時刻までに辞退届(任意様式)を未来創造課に提出すること。

6 現場説明

現場説明は行わない。

7 入札

(1) 入札執行日時および場所

ア 日時 令和4年3月4日(金)午後2時30分から

イ 場所 竜王町役場3階大会議室

(2) 入札時提出書類

入札時の提出書類は次のとおりとし、指定様式により提出することとする。

① 入札書【様式3】

② 委任状【様式4】

(3) 入札は、7(1)に記載する日時および場所において行い、入札参加者は、入札時提出書類を持参して提出すること。持参以外の方法による入札は認めない。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札価格が予定価格に達しないときは、2回まで再度の入札を行う。なお、再度入札の場合において、最低入札価格発表後、発表額以上の入札者は失格とし、本件委託業務について再度入札に参加することができない。また、入札が無効とされた者も再度の入札には参加できない。

(6) 入札価格が予定価格に比し著しく差のあるときは入札執行を一時中止することがある。この場合には入札執行者の決定するところにより、入札執行の再開、打切りまたは適当な指示を行うことがある。

(7) 入札において、事故が起きたときまたは談合その他の不正な行為があると認められたときは、入札を中止し、または延期する場合がある。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 入札者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

(3) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

(4) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札

(5) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

(6) その他入札に関する条件に違反した入札

9 郵便による入札

郵便または信書便による入札は取り扱わない。

10 開札

開札は、入札終了後直ちに行い、入札参加者は開札に立会うものとする。

11 落札候補者の決定

- (1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とする。
- (2) 前項の最低価格で入札した者が2者以上いる場合においては、当該価格で入札した者によるくじで落札候補者を定める。
- (3) 落札候補者について入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行うため、落札決定を保留する。

12 資格確認および落札者の決定

- (1) 資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たすことが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (2) 落札者を決定した場合にあたっては、当該者に対し、竜王町財務規則第198条第1項の規定による落札決定通知書を発行し、落札者として落札決定を行う。
- (3) 資格確認の結果、落札候補者に入札参加資格がないとした場合においては、その者の行った入札は無効とし、次の順位の落札候補者から資格確認を行い、落札者が決定するまで順次行うものとする。

13 落札決定の日

- (1) 落札決定通知書の通知日を落札決定の日とする。
- (2) 落札者は、14(2)に記載した契約保証金を納付した上、落札決定日から起算して10日以内に契約書を未来創造課に提出すること。

14 入札保証金、契約保証金および違約金に関する事項

- (1) 入札保証金
入札保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上とする。ただし、竜王町財務規則第160条の規定に該当するときは、その全部またはその一部を免除することができるものとする。
- (3) 違約金
落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

15 前金払および部分払に関する事項

- (1) 前金払 行わない。

(2) 部分払 行わない。

16 入札結果の公表

本件委託業務の落札決定をしたときは、その旨を落札者に速やかに通知するとともに、入札結果を竜王町のホームページおよび未来創造課窓口にて公表する。

17 異議の申立て

入札参加者は、入札後において、仕様書等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

18 入札に関する問い合わせ先

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地
竜王町役場未来創造課 中島・木瀬
TEL：0748-58-3701（直通） FAX：0748-58-1388